

「通所介護（デイサービス）」料金表

令和6年4月改定分

対象事業所 天理市：あすならホーム（二階堂・櫛本）

上記事業所の地域区分は「7級地」で1単位あたりの単価は **10.14円**

1. 基本サービス

①通常規模 2時間以上3時間未満

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	272単位	2,758円	276円	552円	828円
要介護2	311単位	3,153円	316円	631円	946円
要介護3	351単位	3,559円	356円	712円	1,068円
要介護4	392単位	3,974円	398円	795円	1,193円
要介護5	432単位	4,380円	438円	876円	1,314円

②通常規模 3時間以上4時間未満

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	370単位	3,751円	376円	751円	1,126円
要介護2	423単位	4,289円	429円	858円	1,287円
要介護3	479単位	4,857円	486円	972円	1,458円
要介護4	533単位	5,404円	541円	1,081円	1,622円
要介護5	588単位	5,962円	597円	1,193円	1,789円

③通常規模 4時間以上5時間未満

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	388単位	3,934円	394円	787円	1,181円
要介護2	444単位	4,502円	451円	901円	1,351円
要介護3	502単位	5,090円	509円	1,018円	1,527円
要介護4	560単位	5,678円	568円	1,136円	1,704円
要介護5	617単位	6,256円	626円	1,252円	1,877円

④通常規模 5時間以上6時間未満

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	570単位	5,779円	578円	1,156円	1,734円
要介護2	673単位	6,824円	683円	1,365円	2,048円
要介護3	777単位	7,878円	788円	1,576円	2,364円
要介護4	880単位	8,923円	893円	1,785円	2,677円
要介護5	984単位	9,977円	998円	1,996円	2,994円

⑤通常規模 6時間以上7時間未満

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	584単位	5,921円	593円	1,185円	1,777円
要介護2	689単位	6,986円	699円	1,398円	2,096円
要介護3	796単位	8,071円	808円	1,615円	2,422円
要介護4	901単位	9,136円	914円	1,828円	2,741円
要介護5	1,008単位	10,221円	1,023円	2,045円	3,067円

⑥通常規模 7時間以上8時間未満

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	658単位	6,672円	668円	1,335円	2,002円
要介護2	777単位	7,878円	788円	1,576円	2,364円
要介護3	900単位	9,126円	913円	1,826円	2,738円
要介護4	1,023単位	10,373円	1,038円	2,075円	3,112円
要介護5	1,148単位	11,640円	1,164円	2,328円	3,492円

⑦通常規模 8時間以上9時間未満

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	669単位	6,783円	679円	1,357円	2,035円
要介護2	791単位	8,020円	802円	1,604円	2,406円
要介護3	915単位	9,278円	928円	1,856円	2,784円
要介護4	1,041単位	10,555円	1,056円	2,111円	3,167円
要介護5	1,168単位	11,843円	1,185円	2,369円	3,553円

⑧時間延長加算料金（要介護1～5共通）

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
9時間以上10時間未満	50単位	507円	51円	102円	153円
10時間以上11時間未満	100単位	1,014円	102円	203円	305円
11時間以上12時間未満	150単位	1,521円	153円	305円	457円
12時間以上13時間未満	200単位	2,028円	203円	406円	609円
13時間以上14時間未満	250単位	2,535円	254円	507円	761円

※所要時間7時間以上9時間未満のサービスに連続して、日常生活上の世話を行った場合に算定されます。

2. 加算サービス（減算）

加算サービスの種類	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
入浴介助加算(Ⅰ)/1日につき	40単位	405円	41円	81円	122円
入浴介助加算(Ⅱ)/1日につき	55単位	557円	56円	112円	168円
中重度者ケア体制加算/1日につき	45単位	456円	46円	92円	137円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)/1月につき※3月に一回	100単位	1,014円	102円	203円	305円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)/1月につき	200単位	2,028円	203円	406円	609円
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ/1日につき	56単位	567円	57円	114円	171円
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ/1日につき	76単位	770円	77円	154円	231円
個別機能訓練加算(Ⅱ)/1月につき	20単位	202円	21円	41円	61円
ADL維持等加算(Ⅰ)/1月につき	30単位	304円	31円	61円	92円
ADL維持等加算(Ⅱ)/1月につき	60単位	608円	61円	122円	183円
認知症加算/1日につき	60単位	608円	61円	122円	183円
若年性認知症受入加算/1日につき (認知症加算算しない場合のみ)	60単位	608円	61円	122円	183円
栄養改善加算/1回につき(月2回限度)	200単位	2,028円	203円	406円	609円
栄養アセスメント加算/1月につき	50単位	507円	51円	102円	153円
口腔・栄養ケア加算(Ⅰ)/1回(6月に1回を限度)	20単位	202円	21円	41円	61円
口腔・栄養ケア加算(Ⅱ)/1回(6月に1回を限度)	5単位	50円	5円	10円	15円
口腔機能向上加算(Ⅰ)/1回につき(月2回限度)	150単位	1,521円	153円	305円	457円
口腔機能向上加算(Ⅱ)/1回につき(月2回限度)	160単位	1,622円	163円	325円	487円
科学的介護推進体制加算/1月につき	40単位	405円	41円	81円	122円
送迎減算(送迎を行わない場合)/片道	-47単位	▲476円	▲48円	▲96円	▲143円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)/回	22単位	223円	23円	45円	67円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)/回	18単位	182円	19円	37円	55円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)/回	6単位	60円	6円	12円	18円

※上記の加算の適用は利用者への提供サービスの内容や事業所の体制等によって異なりますので、加算をつける場合には事前に説明させていただきます。

【その他の減加算】

高齢者虐待未実施減算	所定単位数に1.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に5.9%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に1.2%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に1.0%を乗じた単位数
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に1.1%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。

※介護職員等ベースアップ等支援加算…2022年10月から介護職員等の処遇を改善するために新設された加算です。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算と介護職員等ベースアップ等支援加算が加算されます。

- ・介護職員等特定処遇改善加算が(Ⅰ)の場合…所定単位数に8.2%(5.9%+1.1%+1.2%)を乗じた単位数が加算されます。
- ・介護職員等特定処遇改善加算が(Ⅱ)の場合…所定単位数に8.0%(5.9%+1.1%+1.0%)を乗じた単位数が加算されます。

2024年6月より

介護職員処遇等改善加算（Ⅰ）	所定単位数に9.2%を乗じた単位数
介護職員処遇等改善加算（Ⅱ）	所定単位数に9.0%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

2024年度の改定により介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算が介護職員処遇等改善加算に一本化されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

- ・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計（処遇改善加算等を含む）に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。
- ・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。